



堺 労 務 第 1 9 2 8 号
平 成 3 1 年 1 月 2 5 日

堺市特別職報酬等審議会
会 長 様

堺市長 竹山 修身



議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等について（諮問）

堺市特別職報酬等審議会条例第2条に掲げる調査審議事項に加え、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等について諮問します。

【諮問に至った経緯及び諮問項目】

議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定は、多くの政令市において、特別職報酬等審議会での審議を経ることなく、一般職の期末勤勉手当の支給月数の改定に連動して、引き上げや引き下げの改定がなされている。また、国会議員の期末手当については国家公務員の特別職の例によるとされており、国務大臣の期末手当も一般職の改定に連動することとしている。

堺市では、特別職報酬等審議会が毎年度開催されており、その審議にあたり、単に報酬等の月額比較だけではなく、年収や一任期など様々な視点から報酬等の額の妥当性を審議いただいている。

こういった状況を勘案し、堺市においては、市の判断として、議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定について、一般職の期末勤勉手当の改定状況を踏まえて条例案を市議会に上程してきたが、近年は市議会での条例案の審議において改定のあり方等について様々なご意見を頂いているところ。

については、次の項目について当審議会に諮問します。

- (1) 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定にあたって、特別職報酬等審議会の審議を経ることなく改定することの妥当性
- (2) 議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることの是非
- (3) 市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することの妥当性